証券コード　5129
2024年11月６日
（電子提供措置の開始日2024年11月６日）

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目２番３号
株式会社ＦＩＸＥＲ
代表取締役社長　松　岡　清　一

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　本年の定時株主総会は場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」）といたします。ご出席の方法につきましては、５頁【バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内】をご覧ください。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　当社ウェブサイト
　（https://www.fixer.co.jp/ir/meeting/）
　東京証券取引所ウェブサイト
　（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
　※当社名（FIXER）又は証券コード（5129）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

　なお、当日ご出席願えない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年11月27日（水曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送いただくか、2024年11月27日（水曜日）午後５時までに電磁的方法（インターネット等）で事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2024年11月28日（木曜日）午後１時30分
予備日：2024年11月29日（金曜日）　午後１時30分

2. 開催方法　本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。 詳細は５頁の「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」をご確認ください。

3. Ｕ Ｒ Ｌ　https://web.lumiconnect.com/710956157

4. 目的事項

報告事項　第15期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案　取締役５名選任の件

以　上

◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2024年11月29日（金曜日）午後１時３０分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fixer.co.jp/ir/meeting/）でお知らせしますので、５頁以下の「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様１名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、５頁以下の「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」をご参照ください。

インターネット又は郵送による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2024年11月27日（水曜日）午後５時までにご行使ください。

１．インターネットによる議決権行使

（1）「スマート行使」による方法

① 同封の議決権行使書用紙右片に記載のＱＲコード※1をスマートフォン等※2にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードのご入力は不要です）。

② 「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

（2）議決権行使コード（ＩＤ）・パスワード入力による方法

① 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

② 議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。

③ パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。

④ パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

２．郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

3．その他

（1）議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

（2）議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

（3）インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

（4）インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4．お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル　0120-768-524（年末年始を除く９：00～21：00）

以上

※1「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※2 ＱＲコードを読み取れる機能が導入されていることが必要です。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1．バーチャルオンリー株主総会とは
　インターネット等の手段を用いて株主総会にご出席いただくものです。
　バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、当日ライブ配信にて株主総会の議事の様子をご視聴いただきながら、ご質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2．議決権の行使及び事前の議決権行使の効力の取扱い
　バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上の「行使」タブより議決権を行使いただけます。事前に郵送又はインターネット等により行使いただきました議決権につきましては、オンライン出席（ログイン）いただいた時点においてはその効力を維持する取り扱いとし、その後、議案の採決にあたり、株主様が議決権を行使された場合には、株主総会において行使された意思表示を株主様の議決権行使結果として取り扱い、その時点で事前の議決権行使を無効として取扱います。従いまして、株主総会にて特段の議決権行使をされない場合には、事前に行使いただいた内容がそのまま維持されます。
※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、賛否をご表示ください。

本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

　本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した※	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した※	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、賛否をご表示ください。

3．オンライン出席に際して必要となる事項
推奨視聴環境は以下のとおりです。

推奨視聴環境

	パソコン		スマートフォン	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11 Windows 10	macOS 最新版	Android 5以上	iOS 11以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ブラウザは最新バージョンをご使用ください。
※１Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするに５Mbps以上の高速専用インターネットプランの使用を推奨いたします。なお、オンライン出席に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。後述のとおり、オンライン出席の株主様からのご質問及び動議の提出は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行う予定です。このため、マイク及びカメラをご用意いただく必要はございません。
※ご利用の機器（ブラウザー）によっては画面遷移が異なる場合がございますのでご了承ください。またインターネットエクスプローラーはご利用いただけません。
※ログインに関するご不明点については、後記９頁「お問い合わせについて」までお問い合わせください。

4．ご質問及び動議について
オンライン出席いただきますと、議長が指定する時間内に、ご質問及び動議を提出いただけます（受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います。具体的な方法につきましては本定時株主総会においてご説明いたします。）。
ご質問につきましては、株主様おひとりにつき１問、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。いただいたご質問の全てに回答できない場合がありますので、予めご了承ください。いただいたご質問は、本定時株主総会の目的事項に関する質問であり、かつ他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。
動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、株主様おひとりにつき１回、１提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。なお、当日、ご質問及び動議につきましては、株主総会開会直後から受け付けることを予定しておりますが、円滑な議事進行の観点から、議長において、受付終了時間の設定や対応時期の判断等をさせていただく可能性がございますので、予めご了承ください。
また、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本定時株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

５．代理出席の取扱いについて
　議決権を有する他の株主様１名を代理人として、議決権を行使することができます。
　ご希望の株主様は、株主総会に先立って2024年11月21日（木曜日）までに、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

　【代理出席に関するお問い合わせ先】
　株式会社FIXER 株主総会運営事務局宛
　メールアドレス：ir@fixer.co.jp
　※ご返信先のメールアドレスを必ずご記載ください。
　※件名に株主総会代理出席の件と記載をお願いいたします。

6．インターネットを使用することに支障がある株主様の利益の確保
　議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットをご使用することに支障のある株主様におかれましては、議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、当日ライブ配信にて株主総会の議事の様子をご視聴いただきながら、ご質問等及び議決権行使が可能です。

配信日時：2024年11月28日（木曜日）午後１時30分より
（ログイン開始時間　午後１時）
予備日：2024年11月29日（金曜日）午後１時30分より
（ログイン開始時間　午後１時）

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性がございます。このような通信障害等の影響により、株主総会の開催が困難と当社が判断した場合は、招集通知２頁に記載のとおり、本株主総会は2024年11月29日（金曜日）午後１時30分に延期することといたします。

万が一、本株主総会の開催が困難となった場合には、当社IRサイト(https://www.fixer.co.jp/ir/meeting/）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

１．ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードの入力が必要となります。

議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の９桁の数字)」及び「株主様の郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

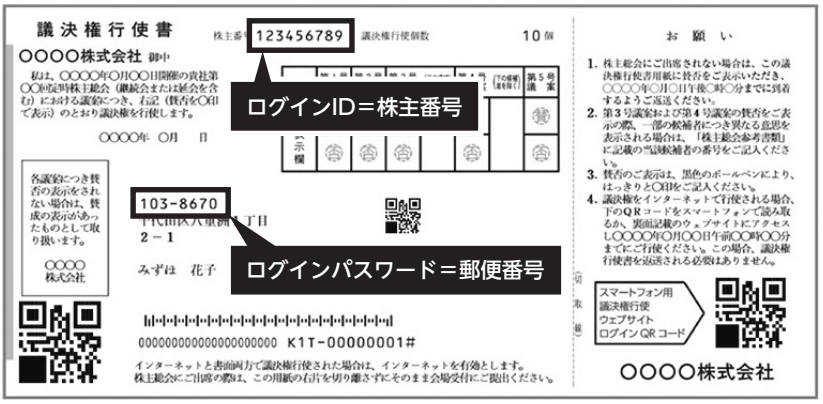

2．ログイン方法のご案内（手順）
（1）配信サイトへアクセス

〈株主総会のウェブサイト〉URL：https://web.lumiagm.com/710956157

上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、アクセスしてください。
※ミーティングIDは710-956-157です。

（2）ログイン方法
接続されましたら、ログインIDとしてお手元の議決権行使書に記載されている株主様の「株主番号」、ログインパスワードとして議決権行使書に記載されている株主様の登録ご住所の「郵便番号」（ハイフンなし）を、画面表示にしたがって入力し、バーチャル株主総会に出席するログインしてください。

3．お問い合わせについて
・オンライン出席／ご質問等の方法及び議決権行使に関するシステム等に関するお問い合わせ
バーチャル株主総会ヘルプデスク　0120－245－022
受付時間：2024年11月28日（木曜日）株主総会当日　午後１時～配信終了まで
・ログイン情報に関するお問い合わせ
みずほ信託銀行株式会社フリーダイヤル　0120－288－324
受付時間：土・日・祝日を除く午前９時～午後５時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名、うち２名は社外取締役）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1 (再任)	松岡清一（まつおかせいいち） (1969年10月12日生)	1994年４月 2009年11月	野村システムズ関西株式会社（現NRIネットコム株式会社）入社 当社代表取締役社長（現任）	8,970,200株
		（取締役候補者とした理由） 代表取締役である松岡清一氏は、2008年に当社を設立し、当社の現在の成長・発展を実現しました。当社を今日まで導いた豊富な業務経験と経営全般についての見識を生かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2 (再任)	磐前豪（いわさきごう） (1975年12月９日生)	1999年４月 2004年12月 2008年６月 2018年５月 2020年２月 2020年９月	アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 株式会社ビービット 入社 同社 執行役員 当社入社HRM Divisionジェネラルマネージャー 当社HR Divisionジェネラルマネージャー 当社取締役 管理担当（現任）	24,600株
		（取締役候補者とした理由） 取締役である磐前豪氏は、2018年入社、2020年に取締役に就任し、当社における管理部門全般の豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3 (再任)	名古屋 聡介 (なごや そうすけ) (1982年2月28日生)	2005年10月 2005年10月 2014年8月 2018年8月 2021年11月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所 入所 名古屋・山本法律事務所開設 所長（現任） 当社監査役 当社取締役（現任）	15,000株
		（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 名古屋聡介氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法務全般に精通しており、当社取締役会の機能強化及び適切な監督や助言を得ることを期待できることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。		
4 (再任)	竹鶴 孝太郎 (たけつる こうたろう) (1953年1月7日生)	1976年4月 1987年4月 1992年4月 1996年12月 1998年9月 1998年12月 2002年2月 2014年12月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年10月 2021年7月	ニッカウヰスキー株式会社 入社 同社 ニューヨーク事務所所長 アサヒビール株式会社に出向 株式会社パソナに出向，神戸ハーバーサーカス副社長 ニッカウヰスキー株式会社退社 ブランドアイデンティティネットワーク株式会社設立 株式会社アマナへ合流，グループ事業開発室長 合同会社竹鶴商品研究所 設立 株式会社アマナ 顧問 日本・スコットランド交流協会 顧問（現任） ニッカウヰスキー株式会社 顧問（現任） 当社取締役（現任） 株式会社ENJIN 顧問（現任）	一株
		（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 竹鶴孝太郎氏は、各業界団体の顧問も務め、経営者としての豊富な知識と経験があり、社外取締役として経営全般に対する助言・監督を期待できることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5 (新任)	小宮 義則 (こみや よしのり) (1961年３月27日生)	1984年４月 2001年６月 2004年６月 2005年10月 2006年７月 2008年７月 2010年７月 2011年７月 2012年７月 2014年７月 2016年４月 2016年６月 2017年11月 2018年４月 2020年４月 2024年４月 2024年５月 2024年６月 2024年６月 2024年９月	通商産業省 入省 経済産業政策局知的財産政策室長 製造産業局産業機械課長 大臣秘書官事務取扱 経済産業政策局産業資金課長 内閣官房（内閣参事官（内閣官房副長官補付）） 資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 大臣官房審議官（経済社会政策担当） 株式会社産業革新機構専務執行役員 内閣府大臣官房宇宙審議官 内閣府宇宙開発戦略推進事務局長 特許庁長官 株式会社IHI入社 同社 執行役員 資源・エネルギー・環境事業領域　副事業領域長 同社 常務執行役員高度情報マネジメント統括本部長 同社 エグゼクティブ・フェロー（新任） グロービング株式会社 シニアエグゼクティブアドバイザー（現任） カーライル・ジャパンLLC シニアアドバイザー（現任） デジタルブラスト 顧問（宇宙関連事業担当）（現任） 株式会社ispace アドバイザー（現任）	一株
		（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 小宮義則氏は、特許庁長官などの行政機関での要職を歴任し、行政における豊富な経験と高い見識を有しています。また、株式会社IHIのエグゼクティブ・フェロー、カーライル・ジャパン LLCのシニアアドバイザーなど、民間企業においても多方面で活躍しています。 同氏の行政および民間での幅広い経験と専門性を活かし、経営戦略や重要な意思決定に関する客観的な監督・助言を受けることで、企業価値の向上と経営体制の強化につながると判断し、取締役として選任することをお願いするものであります。		

（注）1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．松岡清一氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3．名古屋聡介氏、竹鶴孝太郎氏、小宮義則氏は社外取締役候補者であります。
4．当社は、名古屋聡介氏、竹鶴孝太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5．名古屋聡介氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって３年であります。
6．竹鶴孝太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって４年１カ月であります。
7．当社は、名古屋聡介氏と竹鶴孝太郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。名古屋聡介氏と竹鶴孝太郎氏の再任が承認された場合には、当社は名古屋聡介氏と竹鶴孝太郎氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小宮義則氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
8．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事 業 報 告

（2023年 9 月 1 日から
2024年 8 月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は新型コロナウイルス感染症による各種制限からの緩和が一巡し、社会経済活動の正常化が進むとともに、景気の緩やかな回復傾向の兆しが見られました。一方で、世界的な資源価格の高騰をはじめとした物価の上昇に加え、継続的な金融引締めが行われる等、海外景気の下振れリスクが意識されており、景気の先行きは楽観ができない状況です。

当社が属する国内の情報サービス産業においては、労働人口の減少傾向や業務効率化ニーズを背景に、デジタル化の推進ニーズは旺盛です。特にアナログな事務作業のデジタル化効率化、オンプレミスで運用されているレガシーシステムのクラウド化へのニーズは非常に強く、クラウドサービス事業者への期待は持続しています。

このような環境下、当社はクラウドネイティブカンパニーとして、「日本のエンタープライズシステムにグローバル品質のクラウドパワーを」をミッションに掲げ、世界一クラウドネイティブなシステム開発力と、保守・運用を請け負うマネージドサービスの提供を通じて、日本のDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速に取り組んでまいりました。

具体的には、プロジェクト型サービスで開発したシステムを、Microsoft Azureを中心としたパブリッククラウド上で保守・運用を請け負うマネージドサービスと、パブリッククラウドの販売を行うリセール、顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化した高付加価値のSaaSとして提供してまいりました。

プロジェクト型サービスでは大型案件の規模縮小により前期比1,063百万円（36.8％）の減少、リセールではHER-SYS関連の大型契約終了などの影響で前期比1,272百万円（26.7％）の減少、SaaSでは新型コロナウイルス感染症の健康観察に使用されていた自動架電の大幅な利用減少により前期比1,729百万円（96.8％）の減少、マネージドサービスではエンハンス開発（既存システムの追加開発や改修）が減少した影響で前期比518百万円（32.3％）の減少となりました。また、新サービスとして市場に投入したエンタープライズ向け生成型AI「GaiXer」の提供を本格的に開始する等、更なる成長に向けた事業構造の変革に着手しました。さらに今後の成長を支える人材の獲得や認知度向上を目的とした効果的な広告宣伝活動にも取り組み、前期末比57名増加し326名と大幅な増員となり、次の成長に備えるための人材の確保をいたしました。

以上の結果、売上高6,468百万円（前期比41.5％減）、売上総利益2,102百万円（前期比48.0％減）、営業利益260百万円（前期比87.6％減）、経常利益266百万円（前期比87.2％減）、当期純利益156百万円（前期比88.7％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は46百万円であり、その主なものは、パソコン・ネットワーク設備39百万円であります。

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第12期 (2021年８月期)	第13期 (2022年８月期)	第14期 (2023年８月期)	第15期 (当事業年度) (2024年８月期)
売　　上　　高（百万円）	3,606	11,360	11,049	6,468
経　常　利　益（百万円）	314	2,391	2,089	266
当　期　純　利　益（百万円）	196	1,495	1,382	156
１株当たり当期純利益　（円）	14.36	109.44	95.01	10.59
総　　資　　産（百万円）	2,631	7,188	7,140	6,590
純　　資　　産（百万円）	1,716	3,211	5,718	5,877
１株当たり純資産額　（円）	37.74	234.96	387.53	397.64

（注）１．当社は、2022年６月２日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

３．当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第12期から第14期についても百万円単位に変更しております。

(5) 対処すべき課題

当社がビジョンに掲げるDX市場は、拡大しつつあります。Microsoft Azureパートナーとしての複数の受賞・認定によって裏付けられた当社の技術力と、顧客企業のDX実現を加速する企画提案力を活かした事業展開により、日本におけるDXの進展とともに、当社も成長してまいりたいと考えております。このような状況を踏まえ、当社は、次のような課題に対し計画的かつ迅速に対処してまいります。

○ クラウドビジネスの強化・拡大

当社は創業当時、クラウドの黎明期からエンタープライズシステムのクラウド化に特化し、パブリッククラウド市場の発展とともに成長してまいりました。昨今は、企業のDXニーズに基づくクラウドサービスの普及に加え、ライフスタイル全般のデジタルシフト等の背景もあり、パブリッククラウド市場の成長加速が見込まれます。パブリッククラウド市場の変化に伴い、これまでオンプレミス形態の事業を主軸としていた大手システム開発ベンダーなどが同市場へ参入し、競争が激化することも想定されます。

当社といたしましては、a.当社内の更なるサービス開発体制の強化、b.Microsoftとの営業面での連携強化、c.過去の開発・運用実績の中で蓄積した技術的知見や情報資産を活用し、顧客企業に対し高い付加価値を提供しつづけることで競争の激しいクラウド市場においても高いポジションを築いてまいります。

○ 優秀な人材確保・育成による開発体制の強化

人材の確保は当社の成長の礎であり、優秀なエンジニアをいかに多く獲得するか、及び在籍エンジニアのスキルをいかに高めていくかが重要な経営課題であると認識しております。

当社では、すでに高い技術力を有するエンジニアの中途採用だけでなく、高等専門学校生を中心とした、新しい技術に対する関心の高い新卒を積極的に採用することで、クラウドネイティブな開発手法の教育や、重要案件での登用を進めております。当社社員の平均年齢は27.7歳（2024年８月31日時点）であり、将来性のある若いエンジニアたちが当社の主要サービスの開発を支える体制が整いつつあります。

また、今後の注力分野である金融や医療分野のプロジェクトなどにおいて、プロジェクトの要所で高い専門性を持つ人材が必要となる場合については、外部人材の活用を推進しております。

○ 独自サービスの強化及び技術革新への対応

新規参入が相次ぐクラウド市場において他社との競争優位性を担保するためには、技術革新への継続的な取り組みが必須であると考えております。

当社では、パブリッククラウドにおける長年の経験を通じて蓄積した、クラウドサービ

スの組み合わせに係る以下のノウハウや部品（汎用化したプログラム）を磨き続けております。

・パブリッククラウドが提供する認証サービスに、データベースサービス等を組み合わせた認証・認可基盤
・典型的な構成に対し、インフラの構築・設定・正常性確認の操作をプログラム化した、構築自動化ツール
・顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化した高付加価値生成AI「GaiXer」

蓄積したノウハウ（クラウドサービスの組み合わせ、構築・運用自動化の技術やサービスの汎用化）に加え、パブリッククラウドベンダーとのリレーションを活かした先端技術の情報収集や、エンジニア採用・育成への投資を続けることで、技術による競争優位性を維持・拡大してまいります。

○　事業展開のグローバル化

当社では現在、国内市場における事業拡大に注力しておりますが、中長期的な視点からは、デジタル化の波がボーダーレスに進展することが予想されます。特に、当社の顧客企業がデジタルで先行する海外勢としのぎを削る局面に備え、当社も自社サービスのグローバル展開に備えていく必要性を認識しております。

当社では、Microsoft のGlobal Award受賞により、グローバル市場での認知度を向上させていることに加え、グローバルで公開されているMicrosoft Azure及びAWSのマーケットプレイスに当社の商材を登録することで、グローバル市場へのリーチを拡大しております。

○　事業ポートフォリオの拡大・安定した収益基盤の強化

当社の事業は、クラウドネイティブなシステムを開発するプロジェクト型サービス、クラウドやソフトウエアのライセンスを提供するリセール、パブリッククラウドの基盤構築・運用を行うマネージドサービス、開発ノウハウを元に独自サービスを展開するSaaSという４つの事業から構成されております。

期間の決まっている「フロー」であるプロジェクト型サービスで構築したシステムを、継続的に売上の上がる「ストック」であるリセール及びマネージドサービスでお預かりし運用することで、事業を拡大しております。

その上で、当社独自のSaaSアプリケーションサービスを展開し、当該サービスの継続的な利用料や、付随する事業企画コンサルティング、技術検証といった支援も得ながら収益を拡大し、収益基盤の更なる安定化に寄与するサイクルを生み出してまいります。

○　他企業との連携及び協業の推進

当社のサービス展開においては、問い合わせ窓口を起点とした自社営業チャネルに加え、Microsoftや広告代理店、顧客企業をチャネルとする機会創出や販売も推進しております。

Microsoftが考える製品・サービスのマーケティング戦略（どの製品・サービスを、どの業界の、どのような顧客課題に対して販売するかという、販売シナリオ）を踏まえ、当社サービスを市場に投入していくことで、効果的な営業活動を推進してまいります。

NTTグループとの提携なども進み、更には2024年10月にはさくらインターネットとの「GaiXer on さくらのクラウド」のサービス提供に関する基本合意を発表し、国内完結型クラウドサービスの提供を準備しております。

○　認知度の向上

今後のクラウド市場の成長に伴い、競合他社との競争環境が激化することに備え、当社の事業成長をより一層加速させるためには、当社の企業認知度及びクラウドにおける純粋想起率（クラウドといえば？と聞かれて当社が想起される割合）向上に向けた施策が必須であると考えております。

当社が従前から活用してきたメディア（コーポレートサイト、自社テックブログ、媒体上でのスポンサーサイト）に加えて、テレビCM・インターネット広告、ラジオ広告・プロダクトプレースメントの展開を検討してまいります。

○　管理体制の強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて創り出された「ニューノーマル」という言葉に表されるように、これまで当たり前と認識されてきた常識が変化しております。当社におきましても、このような変化や今後の事業規模拡大などに対応できるよう、管理体制の強化・整備を課題の一つとして認識しております。

当社は事業継続の観点から、東京本社・四日市事業所・名古屋事業所を中心とした複数の事業拠点にまたがる営業・開発体制を整備しております。同時に、20代～30代の若手中心に事業を推進する社風を活かし外部環境の変化に応じたプロジェクト間での柔軟なリソースシフトを可能にしております。並行して、内部統制システムの整備を主とした内部管理体制の強化にも努めてまいります。

○　システム基盤の強化

マネージドサービスを中核としたクラウドサービス事業においては、サービスのセキュリティや安定稼働を担保することで、顧客企業の信頼度と満足度を高めることが重要であると考えております。

そのため、当社では自社サービスのセキュリティ強化並びに品質向上を図る取り組みの一環として、各種の公的認証を取得しております。当社が取得しております公的認証は

ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO 9001（品質マネジメントシステム）、ISO/IEC 20000（ITサービスマネジメントシステム）、ISO/IEC 27017（クラウドセキュリティ認証）及びプライバシーマークです。

○　財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しながら、事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、新規事業開発のために機動的な資金調達を実施できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを保つことを、財務上の課題として認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社はクラウドネイティブ（※１）なエンタープライズシステム（※２）構築に強みを持つ、クラウドインテグレータです。エンタープライズシステムの最大の特徴はデータの永続性が求められることにあり、具体的には信頼性・可用性・保守性・保全性・機密性といった要件の充足が求められます。クラウドインテグレータとはクラウドに特化して情報システムの設計・構築・運用等の全工程を一貫して請け負う事業を意味します。

また、クラウドインテグレーションを起点に、マネージドサービスやSaaS（※３）のサービス展開も進めており、クラウドインテグレータにとらわれない、更なる事業展開を企図しております。

＜事業間の関係性＞

当社は①プロジェクト型サービス（新規システム開発や既存システムのクラウド移行）によってクラウドネイティブなシステムを構築し、クラウドサービスのライセンスの②リセール、③マネージドサービス（保守・運用）を提供いたします。さらに、④SaaSでの事業も展開しております。

各事業の詳細は以下のとおりであります。

① プロジェクト型サービス

プロジェクト型サービスでは、顧客の要件・要望に基づくシステムを新たに開発したり、既存のシステムをクラウドに移行したりするサービスを行っております。

ウォーターフォール（※４）に代表される旧態依然としたソフトウエア開発プロセスでは、設計者が顧客に相談する形で、ソフトウエアの仕様が調整されていました。この相談の中で顧客の要求により定義された技術仕様は、開発フェーズで開発者が矛盾に気づいたとしても、さかのぼって訂正・修正することは許されませんでした。この前工程にさかのぼって仕様を見直せない開発手法が、開発者から見て合理性のない設計と技術仕様を生み、その矛盾を成立させるための不必要な調整は余分なコストと開発遅延の原因となっていました。

また、開発の上流工程で要件定義を担当する会社と開発の下流工程を担当する会社が別な法人である場合、両社の間に主従関係が生まれ、下流工程の開発者が上流工程で作成されたドキュメントの矛盾に対する指摘を行えないまま開発が進み、ビジネス的には価値の低いソフトウエアが作られてきました。

ウォーターフォール型で開発を進めていた時代の、オンプレミスのシステム基盤は高額で、導入期間も数ヶ月以上の時間を要したため、インフラ機器選定の失敗による損失を回避するため、前工程の要件定義に多大な時間とコストがかけられていました。

これに対してクラウドのシステム基盤は、必要なリソースを従量制で調達でき、不要に

なったインフラは利用を停止することで即座に廃棄することができます。このクラウドによるシステム基盤調達の柔軟性により、プロジェクト初期段階から実際にシステムが稼働する本番環境に近いインフラ上で、高速に開発を繰り返しながらシステム利用者のユーザーニーズを満たす「アジャイル開発」を実現することができるようになりました。

当社のプロジェクト型サービスでは「新規システム開発」「クラウド移行（マイグレーション）」の案件にかかわらず、プロジェクト初期段階から柔軟なシステム基盤の調達と構築を実現しております。この柔軟性のあるシステム基盤を前提に、設計・開発から運用までを一気通貫で提供するクラウドネイティブな開発手法により、期間やコストの増大リスクを低減しております。

旧来型の開発手法（ウォーターフォール）における課題

システムに求められる品質・スピードが高まるDX時代においては、仕様の検討・決定に大きな費用と時間を要する旧来型の開発手法（ウォーターフォール）では、要求水準に達する前に予算上限・納期の限界を迎えるという課題があります。

FIXERにおける開発手法の特徴

クラウドの強みであるスクラップ＆ビルドの容易さを武器に「まず作ってみる」コードファースト（※５）な開発手法を採用しております。フロントローディング型（※６）プロジェクト進行により、後工程での多大な手戻りを抑制しつつ当初予算内で開発を完結してまいります。

② リセール

リセールでは、パブリッククラウドベンダー（主にMicrosoft・一部AWS）や、各種ソフトウエアサービスを提供しているベンダーから、クラウドやソフトウエアライセンスを仕入れ、顧客に販売しております。当社が主要なリセール商材として扱っているMicrosoft Azureに関しては、Microsoftとの契約に基づいて定められた価格にて仕入及び販売を行っております。

なお、リセールは単純な仕入れ・販売を行うだけでは、MicrosoftやAmazonによって日々バージョンアップされるサービスを顧客が取り込めない機会損失の原因になりかねないため、最新の技術情報とともに顧客サポートの品質を高め、付加価値の向上に努めてまいります。

③ マネージドサービス

当社では一般的な保守・運用サービスに加え、クラウド環境で発生する課題解決まで対応するマネージドサービスをcloud.configのブランドで展開しております。現在は、Microsoft Azureを中心とするパブリッククラウドサービスの設計・構築、24時間365

日の運用（監視・障害一次対応）サービスを提供しております。
顧客企業はMicrosoft Cloud Adoption Framework for Azure（CAF）に基づく、Azure Expert MSP監査をクリアした当社マネージドサービスを利用することでクラウド基盤における典型的な失敗を回避し、車輪の再発明（パブリッククラウドのサービスやOSS（※7）として既に提供されているものや既に構築済みのシステムを、もう一度構築してしまうこと）による無駄なコストを抑止することができます。当社マネージドサービスは、顧客の業種・業態ごとに求められる運用要件を都度サービスとして取り入れ、進化してまいりました。サービス開始当初はWebサイト基盤（Webサイトが稼働する環境）からサービスを開始しましたが、コマーシャル動画配信やソーシャルゲームに求められる大量トランザクション（※8）を処理する可用性・拡張性、金融機関や行政機関に求められるセキュリティといった運用要件を強化してまいりました。
このようにクラウドの特性にあわせて進化した当社のマネージドサービスをご利用いただくことで、顧客企業はパブリッククラウドをより効果的・効率的に活用できます。
なお、マネージドサービスはエンタープライズシステムの保守・運用を行う「ストック型」の契約モデルのビジネスであるため、システムのライフサイクルの間、売上を維持・継続することが期待できます。当社の専門性を活かしたサポートにご満足をいただき、他システムにもご採用いただくことにより、顧客内売上が拡大していきます。
今後は、インフラ構築・監視・運用の効率性をさらに高めるための自動化、障害によるダウンタイムをさらに短縮するためのAIによる予兆監視等の先端技術の導入を推進してまいります。

④ SaaS
顧客ニーズの高い機能をプラットフォーム化し、高付加価値のSaaSとして提供しております。
現在は、Microsoft Azure上のセキュアなネットワーク環境で駆動し、専用環境で学習・生成を行うエンタープライズ向けAGIプラットフォーム「GaiXer」を提供しています。
自動架電サービスは、マネージドサービスで使用していた障害検知時の電話・SMS通知を汎用化したサービスを提供しています。
メタバース基盤は、バーチャル空間上でイベントを実施する際に必要な機能をSaaS型で提供しております。メタバース基盤はイベントに必要な個別の空間を初期構築する「フロー型」と、一度構築した空間をさまざまなイベント等で継続的に利用する「ストック型」ビジネスの両方の性格を有しております。

[用語解説]

※1　クラウドネイティブ：クラウド化の恩恵を最大限に享受するためのアーキテクチャやシステム開発手法であり、オンプレミスでは不可能な短いサイクルで実装・テストを繰り返し、システムを設計・構築・保守・運用していくための技術を指します。クラウドサービスが登場した当初は、自社サーバーを使用して構築されたシステムを、クラウド上に移設する方式が選択されることがほとんどでした。クラウドが市場に普及・浸透し、はじめからクラウドを利用する想定で設計されたシステムが登場しはじめたことで、従来のシステムやサービスとの区別をするために「クラウドネイティブ」という言葉が用いられるようになりました。

※2　エンタープライズシステム：顧客管理・販売管理・在庫管理・営業支援・経理処理等の企業の基幹システムのことを指します。

※3　SaaS：Software as a Serviceの略。ソフトウエアを利用者（クライアント）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウエアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。

※4　ウォーターフォール：上流工程から下流工程に進行するプロジェクトでは、水の流れの逆流が起きないのと同様に、前工程に戻らないことを前提とした開発手法を指します。

※5　コードファースト：データベース項目の設計前に、コーディング（プログラミング）によって項目を定義する手法を指します。

※6　フロントローディング型：後工程での仕様変更・調整によるコスト増大のリスクを低減するために、プロジェクト初期段階で完成イメージを提示して、品質を向上させる手法を指します。

※7　OSS：Open Source Softwareの略。利用者の目的を問わず、ソースコードを使用、調査、再利用、修正、拡張、再配布が可能であるソフトウエアの総称です。

※8　トランザクション：コンピュータシステムにおける、永続的なデータに対する不可分な一連の処理のことを指します。

(7) 主要な拠点（2024年８月31日現在）

名　　称	所　在　地
東京本社	東京都港区芝浦１－２－３ シーバンスＳ館
四日市事業所	三重県四日市市鵜の森１－４－28 ユマニテクプラザ
名古屋事業所	愛知県名古屋市中村区名駅３－28－12 大名古屋ビルヂング
津事業所	三重県津市羽所町388 津三交ビルディング

（注） 四日市事業所、名古屋事業所、津事業所につきましては支店登記を行っておりません。

(8) 従業員の状況（2024年８月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
326名	57名	27.7歳	2.4年

（注） 従業員数は就業人員であり、従業員数には執行役員２名を含んでおりません。なお、臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(9) 主要な借入先及び借入額（2024年８月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	17百万円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2024年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　54,000,000株

（2）発行済株式の総数　　14,776,200株

（注）　発行済株式の総数には自己株式35株が含まれております。

（3）株主数　　4,871名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
松岡　清一	8,970,200 株	60.7 %
北村　健	1,400,000	9.5
株式会社mam	663,300	4.5
特定金外信託受託者　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	555,300	3.8
FIXER従業員持株会	268,092	1.8
山下　良久	125,200	0.8
GOVERNMENT OF NORWAY	110,431	0.7
GMOクリック証券株式会社	98,200	0.7
Wing２号成長支援投資事業有限責任組合	65,500	0.4
林　充孝	54,900	0.4

（注）　持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2019年８月29日
新株予約権の数		2,878個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 863,400株
新株予約権の払込金額		１株当たり 80円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 82円 資本組入額 41円
権利行使期間		自：2019年８月30日 至：2029年８月29日
主な権利行使の条件		①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「受託者」）は、新株予約権を行使することができず、かつ、第１回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」）のみが新株予約権を行使できる。 ②本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 32個 目的となる株式数 9,600株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 ２名
	監査役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 １名

(注) 1．2022年５月16日開催の取締役会決議により、2022年６月２日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。

2．当社は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年８月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年８月29日付で平田実氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第１回新株予約権)という。」)を設定しており、当社は本信託(第１回新株予約権)に基づき、平田実氏に対して、2019年８月30日に第１回新株予約権(2019年８月29日臨時株主総会決議)を発行しております。

3．本信託(第１回新株予約権)は、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対して、その功績に応じて、平田実氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第１回新株予約権3,150個を分配するというものであり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者に対しても関与時期によって過度に差が生じることなく、同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。

4．第１回新株予約権の分配を受けた者は、当該第１回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第１回新株予約権)は３つの契約（A01からA03）までにより構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	松岡　清一
受託者	平田　実
信託契約日	2019年８月29日
信託の種類と新株予約権の数	（A01）1,050個 （A02）1,050個 （A03）1,050個
交付日	（A01）当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から６か月が経過した日 （A02）当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から２年６か月が経過した日 （A03）当社の株式が金融商品取引所のいずれかの市場に上場した日から４年６か月が経過した日
信託の目的	（A01）に第１回新株予約権1,050個（１個あたり300株相当） （A02）に第１回新株予約権1,050個（１個あたり300株相当） （A03）に第１回新株予約権1,050個（１個あたり300株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者のうち、一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第１回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

		第２回新株予約権
発行決議日		2019年８月29日
新株予約権の数		520個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　156,000株
新株予約権の払込金額		１株当たり　80円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格　80円 資本組入額　40円
新株予約権の行使の条件		①本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数　12個 目的となる株式数　3,600株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）2022年５月16日開催の取締役会決議により、2022年６月２日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年８月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　岡　清　一	―
取締役	磐　前　　豪	管理担当
取締役	名古屋　聡　介	名古屋・山本法律事務所　所長
取締役	竹　鶴　孝太郎	日本・スコットランド交流協会　顧問 ニッカウヰスキー株式会社　顧問 株式会社ENJIN　顧問
常勤監査役	本　田　泰　章	―
監査役	梅　本　麻　衣	森・濱田松本法律事務所　所属弁護士
監査役	山　本　敬二郎	山本会計事務所　副所長 リンクタイズホールディングス株式会社　監査役 リンクタイズ株式会社　監査役

(注) 1．取締役名古屋聡介及び竹鶴孝太郎は、社外取締役であります。
2．常勤監査役本田泰章、監査役梅本麻衣及び監査役山本敬二郎は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役名古屋聡介、竹鶴孝太郎、監査役本田泰章及び山本敬二郎を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役山本敬二郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、取締役会において取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを取締役会にて確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役の報酬に関して、公正性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として取締役報酬制度及び個人別の報酬について審議を行い、取締役会に対してその意見を答申することにより、取締役会の意思決定を補佐いたします。

なお、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社は、人材獲得・維持のための競争力の確保並びに企業の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの観点から、役員の報酬についても、競争力のある水準とすることを基本方針としております。

② 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬（賞与）によって構成されており、社外取締役については、固定報酬のみを支給しております。

・固定報酬

固定報酬の報酬基準額は、外部専門会社が保有する上場企業を中心とした統計データを参考値に、役位及び執行領域範囲に応じ設定しております。

・業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬の業績指標には事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、当期純利益を用いることとしております。業績連動報酬には上限を設け、報酬構成比率は、固定報酬80%、業績連動報酬20%で設定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	68 (12)	68 (12)	0 (－)	－ (－)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	89 (32)	88 (32)	0 (－)	－ (－)	7 (5)

(注) 1．取締役の報酬限度額は、2018年８月17日開催の臨時株主総会決議により、年間500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は３名）と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2021年３月４日開催の臨時株主総会決議により、年間30百万円以内（決議日時点では監査役の員数は３名）と決議されており、各監査役の報酬については、監査役の協議で決定しております。

2．業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、「(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について ② 個人別の報酬の額の決定に関する方針」に記載のとおりであります。業績連動報酬の算定に用いた当事業年度の当期純利益は157百万円であり、当事業年度に係る賞与として支給を予定している額を表示しております。

(6) 社外役員に関する事項

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係	主な活動状況
取締役	名古屋　聡　介	名古屋・山本法律事務所 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、会社経営におけるリスク評価への助言を積極的に行い、ガバナンスの強化に貢献しております。
取締役	竹　鶴　孝太郎	日本・スコットランド交流協会 ニッカウヰスキー株式会社 株式会社ENJIN 各社もしくは同協会と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、これまでの経験に基づく経営上の助言を行い、社外取締役としての牽制機能を果たしております。
監査役	本　田　泰　章	該当事項はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会と監査役会に出席し、会社経営における内部統制を中心とした助言や業務監査を通じて経営の監督を行っております。
監査役	梅　本　麻　衣	森・濱田松本法律事務所 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会と監査役会に出席し、法務領域における有益な助言を通じ、ガバナンス強化に貢献しております。
監査役	山　本　敬二郎	山本会計事務所 リンクタイズホールディングス株式会社 リンクタイズ株式会社 同事務所もしくは同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度開催の全ての取締役会と監査役会に出席し、会計領域における専門性を生かした助言を通じ、監督機能強化に貢献しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25 百万円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定する。

2）コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役及び使用人に教育を行う。

3）内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、役員会議等に報告する。

4）法令遵守に関し疑義がある行為について、取締役及び使用人が直接通報を行う手段を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い保存、管理を行う。

2）取締役及び監査役が必要に応じて当該情報を知り得る体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

2）新たに発生したリスクについては、担当部署にて規程を制定し、取締役会に諮るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役及び使用人の職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

2）職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

3）取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は補助使用人を設置することができるものとする。

2）補助使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は監査役と協議の上定めるものとする。

3）内部監査室並びに管理部は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

1）取締役及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

a）会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

b）会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの

c）その他当社規程への違反で重大なもの

2）監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを保障する。

3）内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役が必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2）監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行う。

⑧　監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑨　財務報告の信頼性確保のための体制

1）信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

2）その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1）社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たない。

2）不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士、警察等の外部専門家と連携をとり、毅然とした姿勢で対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に従い、原則月に１回リスク・コンプライアンス委員会を開催しており、また、月に２回の執行役員会（経営会議）を開催し、情報を共有する体制を整えております。

監査役は、監査役会を月に１回開催し、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席を通じ監査機能の強化及び向上を図っております。また、内部監査室や会計監査人と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と組織体制強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。

なお、内部留保資金は、優秀な人材の採用等の必要運転資金やサービス基盤拡充、新規サービス開発のための資金として有効に活用していく方針であります。

また、剰余金の配当を行う場合は、年１回を基本方針としており、期末配当の基準日（８月31日）及び中間配当の基準日（２月末日）の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,854**	**流動負債**	**703**
現金及び預金	4,157	買掛金	324
売掛金及び契約資産	1,208	1年内返済予定の長期借入金	7
前払費用	88	未払金	71
未収還付法人税等	270	未払費用	111
その他	129	未払法人税等	12
固定資産	**735**	契約負債	9
有形固定資産	**254**	預り金	10
建物	178	賞与引当金	121
車輌運搬具	0	役員賞与引当金	0
工具、器具及び備品	69	その他	32
その他	5	**固定負債**	**10**
投資その他の資産	**480**	長期借入金	10
出資金	0	**負債合計**	**713**
長期前払費用	4	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	56	**株主資本**	**5,875**
敷金	408	**資本金**	**1,213**
その他	12	**資本剰余金**	**1,178**
		資本準備金	1,178
		利益剰余金	**3,483**
		その他利益剰余金	3,483
		繰越利益剰余金	3,483
		自己株式	**△0**
		新株予約権	**1**
		純資産合計	**5,877**
資産合計	**6,590**	**負債・純資産合計**	**6,590**

損 益 計 算 書

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**6,468**
売上原価		**4,365**
売上総利益		**2,102**
販売費及び一般管理費		**1,841**
営業利益		**260**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
雑収入	5	**6**
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	0	
雑損失	0	**0**
経常利益		**266**
特別利益		
投資有価証券売却益	1	
新株予約権戻入益	0	**2**
税引前当期純利益		**268**
法人税、住民税及び事業税	70	
法人税等調整額	41	**112**
当期純利益		**156**

株主資本等変動計算書

（2023年 9 月 1 日から
2024年 8 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,212	1,177	1,177	3,326	3,326
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0	0		
当期純利益				156	156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	0	0	0	156	156
当期末残高	1,213	1,178	1,178	3,483	3,483

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	5,717	1	5,718
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		1		1
当期純利益		156		156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	△0
当期変動額合計	－	158	△0	158
当期末残高	△0	5,875	1	5,877

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～15年

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約形態は主に準委任契約、請負契約に大別されます。主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 準委任契約

準委任契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力やライセンス利用等を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。

準委任契約による取引については、顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間やライセンス利用等の役務の提供に応じて収益を認識しております。

(2) 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウエアを製作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。

請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、主として期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当事業年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）
準委任契約	4,839
請負契約	1,624
その他	4
顧客との契約から生じる収益	6,468
外部顧客への売上高	6,468

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の残高

（単位：百万円）

	当事業年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	708
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	376
契約資産（期首残高）	630
契約資産（期末残高）	832
契約負債（期首残高）	8
契約負債（期末残高）	9

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に準委任契約に基づくサービスの提供における、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、８百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、主に顧客の要求する仕様に沿ったシステム開発とその運用に関するものであります。

当事業年度における残存履行義務に配分した取引価格の総額は548百万円であり、期末日後２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

１．当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	56百万円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、過去の業績や将来の事業計画に基づく課税所得の金額に基づき算出しております。繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	156百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	14,776,200株

2．当事業年度末の自己株式の種類及び数

普通株式	35株

3．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,019,400株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	△4百万円
賞与引当金	37 〃
資産除去債務	11 〃
未払人件費等	6 〃
未払家賃	3 〃
繰延資産	10 〃
役員賞与引当金	0 〃
その他	4 〃
繰延税金資産小計	68百万円
評価性引当額（注）	△11 〃
繰延税金資産合計	56百万円

（注）評価性引当額が11百万円増加しております。この増加の内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を変更したことによるものであります。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に金融機関借入）を調達しております。また、一時的な余資は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債権であり、1年以内に還付期日が到来します。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち一部は変動金利のため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの入金期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金については、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注) 1を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	17	17	0
負債計	17	17	0

(注) 1　市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	0

2　長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7	7	2	－	－	－
合計	7	7	2	－	－	－

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	17	－	17
負債計	－	17	－	17

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しており、レベル２に分類しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	397円64銭
１株当たり当期純利益	10円59銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

株式会社FIXER
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　津　慎一郎 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社FIXERの2023年９月１日から2024年８月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．監査役の意見
異なる意見はありません。

2024年10月24日

株式会社 FIXER 監査役会
常勤監査役（社外） 本 田 泰 章 ㊞
監査役（社外） 梅 本 麻 衣 ㊞
監査役（社外） 山 本 敬二郎 ㊞

以 上